

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成30年
12月21日
(金曜日)

目次

- 告示
 - 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の指定(四件) (長寿社会課)……………一
 - 保安林予定森林(周南市) (森林整備課)……………二
 - 指定施業要件の変更予定保安林(岩国市) (森林整備課)……………二
 - 指定施業要件の変更予定保安林(萩市) (森林整備課)……………三
 - 保安林指定施業要件の変更(森林整備課)……………三
 - 公告
 - 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件) (商政課)……………四
 - 開発行為に関する工事の完了(建築指導課)……………五



山口県告示第四百二十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成三十年十二月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県告示第四百二十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成三十年十二月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

特定福祉用具販売事業者 名 称 主たる事務所 の所在地	特定福祉用具販売事業者 名 称 所 在 地	指定年月日
有限会社カガミ 岩国市南岩国町 一丁目二四番一 四号	有限会社カガミ 岩国市南岩国町 一丁目二四番一 四号	平成三〇、 一一、 一

山口県告示第四百二十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成三十年十二月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

介護予防事業者 氏名又は名 称 住所又は主 たる事務所 の所在地	介護予防事業者 名 称 所 在 地 事業の 種類	指定年月日

有限会社カガ 岩国市南岩国 有限会社カガ 岩国市南岩国 平成三〇、
ミ 町一丁目二四 番一四号 介護予 平成三〇、
番一四号 防福祉 二二、
与 用具貸 一

山口県告示第四百二十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成三十年十二月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

特定介護予防福祉用具販売事業者 特定介護予防福祉用具販売事業所 指定年月日

名 称 主たる事務所 の所在地

有限会社カガミ 岩国市南岩国町 有限会社カガミ 岩国市南岩国町 平成三〇、
一丁目二四番一 四号 一丁目二四番一 四号 一

山口県告示第四百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

平成三十年十二月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林予定森林の所在場所

周南市大字巢山字松右衛門谷一〇二、一一〇三、一一〇五から一一〇七まで、
二二四九、一三八二一、字畑ヶ谷一〇八、字畑ヶ谷松右衛門谷二二五一の一、
二二五一の一

二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字松右衛門谷一二二四九（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、周南市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び周南市経済産業部農林課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第四百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である旨の通知があった。

平成三十年十二月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩国市本郷町本郷字中山六〇、字源次郎六一、字脇ヶ原八六、字原一〇〇二〇、一〇〇三六、本郷町波野字惣原三五〇の二、三五二、字柿木田四二二、字井手谷一七九三、一七九四、一〇五一〇、字登り尾一九四八の一、一九四八の二、字中ノ迫一〇三〇一、字井手ノ本一〇九六一の一、字佐古一〇九六二、字渋谷一〇九六三、一〇九六五、字井手ノ元一〇九六四の一、本郷町字塚字中尾四三九、四四〇、字矢の谷四四一、四四二の三、一〇四五〇、一〇四八六、字中村一〇四三七、本郷町本谷字向山一〇〇〇九、一〇〇一三、一〇〇一四の二、一一五一八、字向一〇一七六の一、字笠松越一〇一八〇、字世戸一〇一八六の一、字竹迫一〇四五九、一〇四六〇の二、一〇四六三の一、一〇四六三の五、一〇四六三の六、字ひえ田せど一〇五一七の一、一〇五一七の四、字平一〇五一八の一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字竹迫一〇四五九・一〇四六〇の二・一〇四六三の一(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市経済振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百三十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である。

平成三十年十二月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的保安林の指定をする件(平成七年農林水産省告示第千二百二十四号(四に係るものに限る。))及び保安林の指定をする件(平成九年農林水産省告示第三百二十号(三に係るものに限る。))に定めるところによる。

二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

萩市大字下小川字後山一六四五、一六九一の一、三〇八五、三〇八七から三〇九〇

まで、三〇九一の一、三〇九三の一、三〇九三の二、三〇九四、三〇九五の一、川上字相原四三五七、一一九三二、一一九三三、一一九八九から一一九九一まで、一一九九二の一、一四四〇五、一四四五七、字筏場五三〇二、五三〇四、一二六六七の一、一二六六七の三、一二六六八から一二六七一まで、一二六七二の一、字井手ケ迫一〇三八五から一〇三八八まで、一〇三九八、一〇三九九の一、字下田一二六八五の一、一二六九〇、一二六九三、字筏場下田一四六五二

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字後山一六四五・一六九一の一・三〇八七から三〇八九まで・三〇九三の一

(以上六筆について次の図に示す部分に限る。)、三〇九三の二、三〇九四、三〇九五の一(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百三十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する。

平成三十年十二月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的保安林の指定をする件(昭和五十八年農林水産省告示第千五百八十三号(三及び七に係るものに限る。))に定めるところによる。

二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済観光部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長門市三隅上字勝屋谷一〇六四の三六

二 保安林として指定された目的
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、長門市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済観光部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 下関市菊川町大字下保木字実近ノ浴一、二、九、菊川町大字西中山字安田一の一、一の一、二、字安田ヶ迫二、三の一、三の二、菊川町大字上保木字実近二六、二八、三〇、三二の一、三六、三七、三九、四三、字鷹ノ尾一〇四、一〇六、一〇七、一一二、一一四、一二五、一二六、一二八、一二九の一、一三一の一、字栢ノ木一二二の二、一五五、一五六、一六五の二、一八五、字実近浴一一八五、一一八六、菊川町大字東中山字熊ヶ滝二二七、二三八、二三八の二、二二九、三三二、三三三の一、三三三の二、三三四から三三六まで、字笹ヶ台二二七の一、二二七の二、菊川町大字吉賀字内山四四六の二、四四六の三、四四八の一、四四八の二、四四六の五から四四八の一まで、四四八の二〇から四四八の二三まで

長門市三隅下字大久保一〇四八〇の一(次の図に示す部分に限る。)、字大平一〇五八一の三、一〇五八一の八、一〇五八一の一二、三隅上字梅ヶ浴一一一五八、字高吹一一一七四の三

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)



(二九〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成三十年八月七日山口県公告(一七二二)に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。

当該意見は、平成三十年十二月二十一日から平成三十一年一月二十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年十二月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 フジ南岩国店(A敷地)
所在地 岩国市南岩国町三丁目七二九の一
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 フジ南岩国店(B敷地)

所在地 岩国市南岩国町三丁目八〇三の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 フジグラン岩国

所在地 岩国市麻里布町二丁目七二の五

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二九二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成三十年八月十日山口県公告(一七七)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成三十年十二月二十一日から平成三十一年一月二十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年十二月二十一日

山口県知事 村 岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アルク小郡店

所在地 山口市小郡下郷二二七三の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二九三) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に

関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成三十年十二月二十一日

山口県知事 村 岡 嗣 政

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市潮音町六丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

光市島田二丁目二三番一〇号

株式会社ファノス

平成三十年十二月二十一日
印刷發行

發行人所

山口県知事